

令和4年度(2022年度)洋上風力発電導入加速化事業委託業務処理要領

1 業務目的

平成31年4月、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）」が施行され、一般海域における洋上風力発電事業の実施可能な区域を促進区域に指定し、長期占用を可能とする制度が創設された。

本道は、洋上風力について全国一のポテンシャルを有するほか、導入によりCO₂削減に貢献できるとともに、資材調達や雇用創出などにより大きな経済波及効果が期待できることから、導入の促進を推進させることを目的とする。

2 業務内容

(1) 地域の合意形成等に向けた支援

再エネ海域利用法に基づく法定協議会の設置に向けた合意形成等を推進するために必要な地域の取組を支援すること。

ア 支援区域、支援内容

(ア) A地区

支援内容：漁業従事者向け勉強会（会場：100名程度収容可能施設）

支援回数：1回

講師要件：洋上風力と漁業との共生に精通し、質問に対応できる者

(イ) B地区

支援内容：漁業従事者向け勉強会（会場：100名程度収容可能施設）

支援回数：1回

講師要件：洋上風力と漁業との共生に精通し、質問に対応できる者

(ウ) C地区

支援内容：地域住民向け説明会（会場：50名程度収容可能施設）

支援回数：1回

講師要件：洋上風力による地域振興、漁業との共生に精通し、質問に対応できる者

(エ) D地区

支援内容：地域住民向け説明会（会場：50名程度収容可能施設）

支援回数：1回

講師要件：洋上風力による地域振興、漁業との共生に精通し、質問に対応できる者

(オ) E地区

支援内容：地域住民向け説明会（会場：200名程度収容可能施設）

支援回数：1回

講師要件：洋上風力による地域振興、漁業との共生に精通し、質問に対応できる者

(カ) F地区

支援内容：地域住民向け説明会（会場：50名程度収容可能施設）

支援回数：1回

講師要件：洋上風力による地域振興、漁業との共生に精通し、質問に対応できる者

(キ) G地区

支援内容：自治体職員、漁業関係者、地元経済団体等を対象とした説明会

（会場：100名程度収容可能施設）

支援回数：1回

講師要件：洋上風力による地域振興、漁業との共生に精通し、質問に対応できる者

イ その他

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な処置を講じること。

(2) セミナーの開催

洋上風力導入の検討が進められていない地域に対し、利害関係者を含めた地域の関係者の機運醸成や理解促進を図るため全道規模のセミナーを開催する。

ア 開催時期

令和4年（2022年）11月～令和5年（2023年）1月

イ 開催場所

オンライン開催

配信会場：札幌市内の100名程度収容可能施設

注）当該施設において、新型コロナウイルス感染対策として集客施設の定員制限が行われた場合、制限に従うこと。

ウ 開催回数

1回

エ 開催規模

200名以上

オ 対象者

経済団体、企業

カ 開催内容等

風力発電導入に関心の低い地域に対し関心が高まるような具体的な事例等を紹介すること。

カ その他

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な処置を講じること。

(3) 冊子の作成

ア 掲載内容

洋上風力発電に対する正しい知識の付与や理解の向上に寄与し、導入検討が進んでいない地域住民の関心が高まる内容となるような先進事例をわかりやすく紹介すること。

イ 作成規格

A3判カラー印刷、中綴じ2つ折りとし、12頁（表紙、裏表紙含む）を基本とする。

ウ 発行部数

500部

(4) 事業実施報告書の作成

上記(1)～(3)の業務に関する報告書：紙媒体1部及び電子媒体1部

※パネルや写真など準備段階で得たデータ、動画配信データを電子媒体により提出すること。

※提出期限：令和5年(2023年)2月17日(金)

3 業務処理計画書について

受託者が、契約書第4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

・業務処理計画書（別記第1号様式）

4 実施報告及び概算払について

(1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実施報告書等については、次のとおりとする。

ア 実施報告書 (別記第2号様式)

イ 収支精算書 (別記第3号様式)

ウ 報告書 DVD-R等 1部

(2) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実施報告書等については、次のとおりとする。

ア 概算払請求書 (別記第4号様式)

イ 収支計画書 (別記第5号様式)

5 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを受託者に提出するものとする。

6 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第3条のただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

(1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術面、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障が来さないとき。

(2) 再委託させることの合理的理由があるとき。

(3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じさせるものでないとき。

7 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施中止や業務内容を変更する場合があります。